

資 料

<金融商品取引法の課徴金等について>

平成21年1月30日

金 融 庁

課徴金制度について

1. 証券市場への参加者の裾野を広げ、個人投資家を含め、誰もが安心して参加できるものとしていくためには、証券市場の公正性・透明性を確保し、投資家の信頼が得られる市場を確立することが重要。
2. このため、証券市場への信頼を害する違法行為又は公認会計士・監査法人による虚偽証明に対して、行政として適切な対応を行う観点から、規制の実効性確保のための新たな手段として、平成17年4月から、行政上の措置として違反者に対して金銭的負担を課す課徴金制度を導入。

(注1) 制度の対象とする違反行為

- ① 不公正取引
(インサイダー取引、相場操縦(仮装・馴合売買、違法な安定操作取引等)、風説の流布又は偽計)
- ② 有価証券届出書等の不提出・虚偽記載等(発行開示義務違反)
- ③ 有価証券報告書等の不提出・虚偽記載等(継続開示義務違反)
- ④ 公開買付開始公告の不実施、公開買付届出書等の不提出・虚偽記載等
- ⑤ 大量保有報告書等の不提出・虚偽記載等
- ⑥ 特定証券等情報の不提供等、虚偽等
- ⑦ 発行者等情報の虚偽等

(注2) 課徴金額

- ① インサイダー取引については、「重要事実公表後2週間の最高値×買付等数量」から「重要事実公表前に買付け等した株券等の価格×買付等数量」を控除する方法等により算出。
- ② 有価証券届出書等の不提出・虚偽記載等については、募集・売出総額の2.25% (株券等の場合は4.5%) を法定。
- ③ 有価証券報告書等の不提出については、直前事業年度の監査報酬相当額(該当するものがない場合は400万円)を法定(四半期・半期報告書の場合はその2分の1)。
有価証券報告書等の虚偽記載等については、発行する株券等の市場価額の総額等の10万分の6又は600万円のいずれか大きい額を法定(四半期・半期・臨時報告書等の場合はその2分の1)。
- ④ 公開買付開始公告の不実施については、買付総額の100分の25を法定。
公開買付届出書等の不提出・虚偽記載等については、公開買付開始公告日前日の終値等×買付等数量の100分の25を法定。
- ⑤ 大量保有報告書等の不提出・虚偽記載等については、当該報告書に係る株券等の発行者の時価総額等の10万分の1を法定。

- ⑥ 特定証券等情報の不提供等・虚偽等については、以下を法定。
- イ) 発行価額又は売付価格の総額の 2.25% (株券等の場合は 4.5%)
- ロ) 虚偽等の場合において当該特定証券等情報が公表されていない場合：
 当該虚偽等のある特定証券等情報の提供を受けた者の数
 イ) の額に、 $\frac{\quad}{\quad}$ を乗じて得た額
 当該特定勧誘等の相手方の数
- ⑦ 発行者等情報の虚偽等については、以下を法定。
- イ) 当該発行者等情報が公表されている場合：
 600 万円又は発行する株券等の市場価額の総額等の 10 万分の 6 のいずれか大きい額
- ロ) 当該発行者等情報が公表されていない場合：
 当該虚偽等のある発行者等情報の提供を受けた者の数
 イ) の額に、 $\frac{\quad}{\quad}$ を乗じて得た額
 発行者等情報を提供すべき相手方の数

(注 3) 課徴金の加算・減算制度

- ① 過去 5 年以内に課徴金の対象となった者が、再度違反した場合、課徴金の額を 1.5 倍とする。
- ② 一定の違反行為につき、違反者が当局の調査前に証券取引等監視委員会に対し報告を行った場合、課徴金の額を半額とする。

3. これら課徴金制度の運用を行うための体制整備として、平成 17 年 4 月 1 日付で審判官を発令するとともに、総務企画局総務課に審判手続室を設置したほか、証券取引等監視委員会に課徴金調査・有価証券報告書等検査室を設置。

4. 課徴金納付命令までの手続は、

- (1) 証券取引等監視委員会が調査を行い、課徴金の対象となる法令違反行為があると認める場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し勧告を行う。
- (2) これを受け、金融庁長官 (内閣総理大臣から委任。以下同じ。) は審判手続開始決定を行い、審判官 (注) が審判手続を経たうえで課徴金納付命令決定案を作成し、金融庁長官に提出。
- (3) 金融庁長官は、決定案に基づき、課徴金納付命令の決定を行う。

金融商品取引法の課徴金制度について

○ 経緯

平成 16 年以前：不公正取引規制等について刑事罰を中心とした実効性確保（エンフォース）体系

刑事罰には、謙抑性・補充性の原則（刑事罰は重大な結果を伴うことから、人権保障等の観点から、刑事罰を用いなくても他の手段で法目的を達成することができる場合は、刑事罰の発動は控えるべきという考え方）が存在。

規制の実効性を確保し、違反行為を抑止するため、新たに行政上の措置として金銭的な負担を課する制度（いわゆる“課徴金”）を導入

近年における証券市場監視機能の強化・拡充の状況

平成 10 年 6 月 金融システム改革法成立

不公正取引の規制強化、不公正取引によって得た財産の没収・追徴制度の導入

平成 13 年 8 月 「証券市場の構造改革プログラム」発表

個人投資家重視の行政、監視委の体制強化、インターネット取引への対応強化

10 月 金庫株解禁に伴うインサイダー取引規制、相場操縦防止規定の整備

平成 14 年 8 月 「証券市場の改革促進プログラム」発表

監視委の体制・機能強化、証券市場行政関係部署の連携強化

平成 16 年 6 月 改正証券取引法成立

インサイダー取引、有価証券届出書等の虚偽記載、相場操縦行為、風説の流布・偽計に対する課徴金を導入。不実開示に関する流通市場における発行会社の責任規定を新設（平成 17 年 4 月 1 日施行）

平成 17 年 6 月 改正証券取引法成立

有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金を導入（平成 17 年 12 月 1 日施行）。改正法附則 6 条「おおむね二年を目途として、…（中略）…課徴金にかかる制度の在り方等について検討」と規定

平成 18 年 6 月 金融商品取引法成立

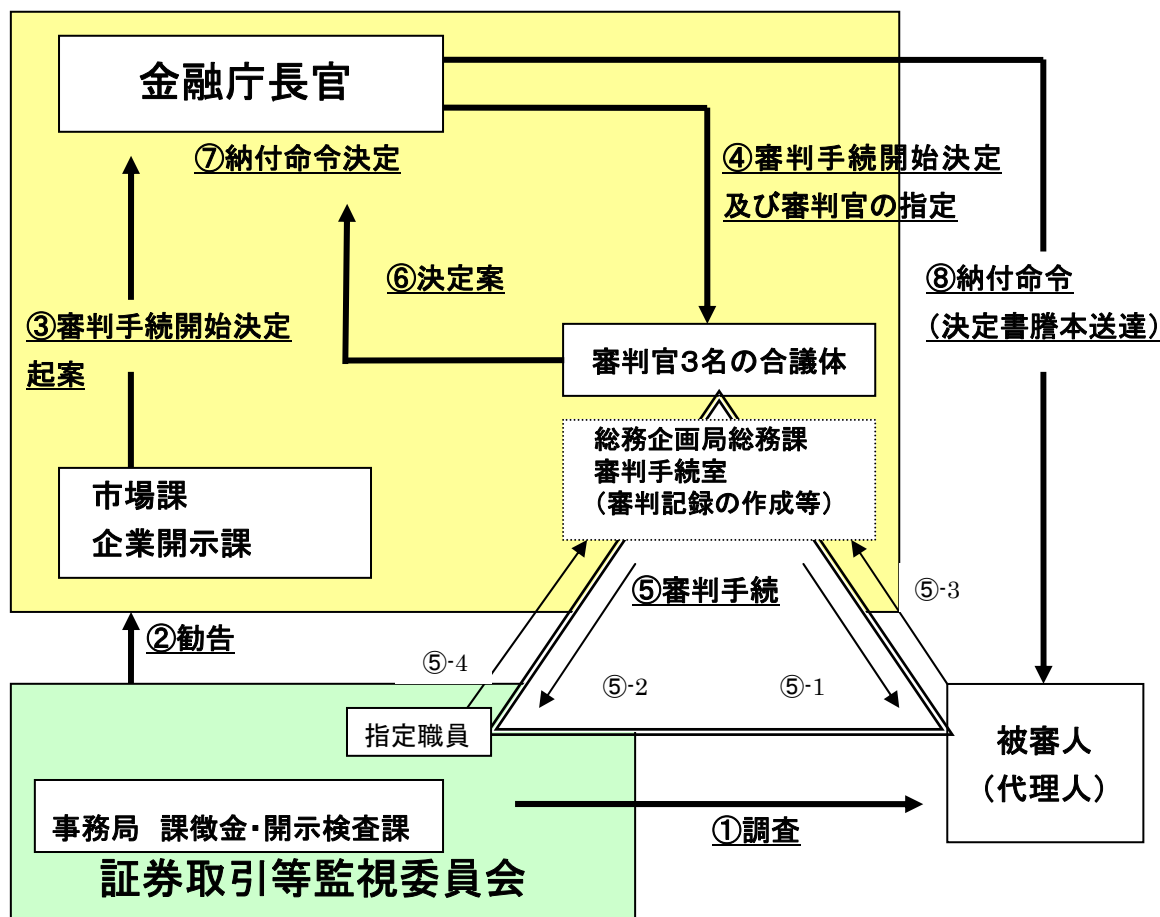
開示書類の虚偽記載や不公正取引などに係る証券取引法の罰則の法定刑の水準を経済犯罪としては最高水準まで引き上げるとともに、「見せ玉」行為に係る課徴金及び刑事罰の適用対象範囲の拡大（2006.7.4 施行）

平成 20 年 6 月 改正金融商品取引法成立

課徴金の金額水準の引上げ、対象範囲の見直し等

※ 発行開示書類・継続開示書類双方の虚偽記載による課徴金納付勧告を重複計上している（平成 18 年 1 件、平成 19 年 2 件）。

課徴金納付命令までの流れ



- ① 証券取引等監視委員会が調査
- ② その結果、課徴金の対象となる法令違反行為があると認める場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し勧告
- ③・④ 勧告を受け、金融庁長官（内閣総理大臣から委任。以下同じ。）は審判手続開始決定及び審判官を指定
- ⑤ 審判官による審判手続（参考人審問，被審人審問，書類又は物の取調べ，鑑定，立入検査）
 - ⑤-1 審判手続開始決定書謄本、審判開始決定通知書、審判官指定通知書
 - ⑤-2 指定職員通知書
 - ⑤-3 答弁書
 - ⑤-4 準備書面
- ⑥ 審判手続を経たうえで、審判事件についての決定案を作成、金融庁長官に提出
- ⑦・⑧ 金融庁長官は、決定案に基づき、課徴金の納付を命ずる決定（課徴金納付命令）

日米の民事制裁金・課徴金について

	日本	アメリカ
対象	インサイダー取引、相場操縦、風説の流布・偽計、仮装・馴合売買、安定操作取引、発行開示書類・継続開示書類の不提出・虚偽記載、公開買付届出書の虚偽記載・不提出、大量保有報告書の不提出・虚偽記載	証券規制違反全般が対象
金額	違反類型により個別に算定方法を法定	<p>①不当利得の吐出しと②民事制裁金の2段階で金銭的負担を賦課。②の金額水準については違法行為の重大性により以下の3段階の上限が定められており、その範囲内で諸状況を総合的に勘案して決定</p> <p>(1)第1段階(通常 of 違法行為) 自然人～\$6,500 法人～\$65,000</p> <p>(2)第2段階(詐欺・相場操縦等) 自然人～\$65,000 法人～\$325,000</p> <p>(3)第3段階(多大な損失等) 自然人～\$130,000 法人～\$650,000</p>
手続	審判官により違反行為が認定されれば、金融庁が課徴金を賦課。	<ul style="list-style-type: none"> ・民事訴訟手続の場合は、全ての者に賦課可能で、SECが民事訴訟の一当事者となり裁判所に申立て。 ・行政手続の場合は、規制業者にのみ賦課可能(行政判事が審理)。
刑事罰との関係	継続開示書類の虚偽記載に対する課徴金額は罰金の金額を控除する調整規定あり。 (注)不公正取引に対する課徴金額は、没収追徴額(刑事罰)を控除	同一の違反行為に関して民事制裁金と刑事罰を併科することは合憲(連邦最高裁判例)。民事制裁金の賦課額は罰金や没収等の刑事罰の状況を考慮しつつ、諸状況を総合的に勘案し、決定される。

金融商品取引法における課徴金額と刑事罰の調整規定について

課徴金対象行為	不公正取引					継続開示書類の 虚偽記載・不提出	発行開示書類 の虚偽記載・ 不提出	公開買付届 出書等の虚 偽記載・不 提出	大量保有報告書の 虚偽記載・不提出
	インサイダー取引	相場 操縦	仮装・馴 合売買	安定操 作取引	風説の流 布・偽計				
課徴金額の算定 方式	例) (重要事実公表後 2 週間以内の最高値－購入価格) × 購入株数					例) 600 万円 or 時価総額の 10 万 分の 6 のいずれ か高い方	例) 募集・売 出し総額の 2. 25% (株式等 の場合は 4. 5%)	例) 買付け 総額の 25%	例) 対象株券等の 発行者の時価総額 の 10 万分の 1
罰則	法人	5 億円以下の罰金	7 億円以下の罰金			5 億円以下の罰金			
	個人	5 年以下の懲役若し くは 500 万円以下の罰 金又はこの併科	10 年以下の懲役若しくは 1000 万円以下 の罰金又はこの併科			5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金又はこの併科			
没収・追徴	不公正取引により得た財産等を没収・追徴					—			
課徴金と刑事罰 等との調整規定	没収・追徴額相当額を課徴金より控除 (※)					虚偽記載の場合、 罰金相当額を課 徴金より控除 (※)	—		

- (※) ① 課徴金納付命令時に罰金等の刑事判決が確定している場合…当該金額相当額を控除した額の課徴金納付命令
- ② 課徴金納付命令時に刑事裁判が係属している場合…判決確定まで納付命令の効力停止。判決確定後に罰金額等と調整し、納付命令の変更又は取消し
- ③ 課徴金納付後に起訴された場合…判決確定後、納付済みの課徴金と罰金額等を調整し、納付命令変更し、還付

課徴金納付命令件数

(単位:件)

区分	17事務年度	18事務年度	19事務年度	20事務年度 (7月～12月)
課徴金納付命令に関する勧告	9	13	31	13
内部者取引、相場操縦、風説の流布・偽計	9	9	21	5
有価証券報告書等の虚偽記載	0	4	10	8

(事務年度:7月～翌年6月)

課徴金納付命令に係る実績(平成20事務年度：7月～12月)

勧告 件数	違反行為 及び適用条文	勧告日	銘柄名	課徴金納付 命令対象者	違反行為の態様	課徴金額	課徴金納付命令日
1	有価証券報告書等 虚偽記載 (金融商品取引法第 172条の2第1項、 第2項及び第172条 第1項)	平成20年6月19日	A社 (東証1部・大証1部・ 名証1部・札証・福証)	発行体	売上の過大計上及び売上原価の過少 計上等により、重要な事項につき虚偽 の記載がある有価証券報告書等を提出 し、当該有価証券報告書等を参照書 類とする有価証券届出書等に基づく募 集により有価証券を取得させた。	15億9457 万9999円	平成20年7月9日
2	有価証券報告書等 虚偽記載 (金融商品取引法第 172条の2第1項、 第2項及び第172条 第1項)	平成20年7月3日	B社 (東証1部・大証1部)	発行体	売上の過大計上及び売上原価の過少 計上等により、重要な事項につき虚偽 の記載がある有価証券報告書等を提出 し、当該有価証券報告書等を組込情 報とする有価証券届出書等に基づく募 集により有価証券を取得させた。	2499万 9999円	平成20年8月1日
3	内部者取引 (金融商品取引法第 175条第1項)	平成20年7月24日	C社 (東証1部)	C社役員	重要事実(株式発行)を、その職務に 関して知り、自己の計算において、当 該事実の公表前に売付け。	1246万円	平成20年8月22日
4	有価証券報告書等 虚偽記載 (金融商品取引法第 172条の2第1項、 第2項及び第172条 第1項)	平成20年9月12日	D社 (大証2部)	発行体	売上の過大計上、減損損失の不計上 等により、重要な事項につき虚偽の記 載がある有価証券報告書等を提出し、 当該有価証券報告書等を組込情報と する有価証券届出書等に基づく募集に より有価証券を取得させた。	1266万円	平成20年10月1日
5	内部者取引 (金融商品取引法第 175条第1項)	平成20年10月17日	E社 (ジャスダック)	E社役員	重要事実(株式交換)を、その職務に 関して知り、自己の計算において、当 該事実の公表前に買付け。	34万円	平成20年11月7日
			F社 (ジャスダック)	発行体の 契約締結先役員	重要事実(株式交換)を、E社との間の 契約の履行に関して知り、自己の計算 において、当該事実の公表前に買付け。		
6	内部者取引 (金融商品取引法第 175条第1項)	平成20年10月17日	G社 (ジャスダック)	G社元社員 (予算・財務管理等従事)	重要事実(株式交換)を、その職務に 関して知り、自己の計算において、当 該事実の公表前に買付け。	5万円	平成20年11月7日
7	内部者取引 (金融商品取引法第 175条第1項)	平成20年10月24日	H社 (大証ヘラクレス)	発行体の契約締結先 元社員	重要事実(合併)を、F社との間の契約 の履行に関して知った他の社員を通じ て、その職務に関して知り、自己の計 算において、当該事実の公表前に買 付け。	118万円	平成20年11月18日
8	有価証券報告書虚 偽記載 (金融商品取引法第 172条の2第1項)	平成20年10月31日	I社 (大証ヘラクレス)	発行体	売上の前倒し計上により、重要な事項 につき虚偽の記載がある有価証券報 告書を提出。	300万円	平成20年11月21日

課徴金納付命令に係る実績(平成20事務年度：7月～12月)

勧告 件数	違反行為 及び適用条文	勧告日	銘柄名	課徴金納付 命令対象者	違反行為の態様	課徴金額	課徴金納付命令日
9	内部者取引 (金融商品取引法第 175条第1項)	平成20年11月4日	J社 (東証マザーズ)	J社社員 (企画営業等従事)	重要事実(売上高予想値の下方修正) を、その職務に関して知り、自己の計 算において、当該事実の公表前に売 付け。	2079万円	平成20年11月18日
10	有価証券報告書等 虚偽記載 (金融商品取引法第 172条の2第1項及 び第2項)	平成20年11月11日	K社 (札証)	発行体	売上原価の過少計上及び棚卸資産の 過大計上により、重要な事項につき虚 偽の記載がある有価証券報告書等を 提出。	750万円	平成20年12月3日
11	有価証券報告書等 虚偽記載 (金融商品取引法第 172条の2第1項、 第2項及び第172条 第1項)	平成20年11月21日	L社 (大証2部)	発行体	売上の過大計上、貸倒損失の過少計 上、長期未収入金等及び劣後信託受 益権の過大計上等により、重要な事項 につき虚偽の記載がある有価証券報 告書等を提出し、当該有価証券報告書 を参照書類とする等の有価証券届出 書に基づく募集により、有価証券を取 得させた。	2億2424万 円	平成20年12月19日
12	内部者取引 (金融商品取引法 ^{※1} 第175条第2項)	平成20年12月12日	M社 (ジャスダック)	証券会社社員 (第一次情報受領者)	公開買付者がK社の株券を公開買付 けすることについて、公開買付者と契 約締結交渉をしていた者から伝達を受 け、自己の計算において、当該事実の 公表前に買付け。	23万円	平成20年12月24日
13	相場操縦 (証券取引法 ^{※2} 第174条第1項)	平成20年12月19日	N社 (東証2部)	個人投資家	L社の株価の高値形成を図り、売買を 誘引する目的をもって、自己の計算に おいて、同株券の相場を変動させるべ き一連の売買をした。	745万円	平成21年1月6日

※1 平成20年法律第65号による改正前のもの

※2 平成18年法律第65号附則第1条第1号による改正前のもの

課徴金制度の見直しの概要

金融商品取引法上の課徴金制度は平成17年に導入

➡ 2年余りの実績等を踏まえ、違法行為のより実効的な抑止をもたらすよう見直し

I. 課徴金の金額水準と対象範囲

○ 現行課徴金の金額水準の引上げ等

- インサイダー取引
- 相場操縦（変動相場型のみ）
- 風説の流布・偽計
- 発行開示書類・継続開示書類の虚偽記載

○ 新たに課徴金の対象に追加

- 相場操縦（安定操作取引等）
- 発行開示書類・継続開示書類の不提出
- 公開買付届出書・大量保有報告書等の虚偽記載・不提出
- ➡ 開示義務違反・不公正取引の基本的違反類型について横断的に課徴金の対象

II. その他の見直し

○ 課徴金の加算・減算

- 課徴金の加算（例えば繰返しの場合）・減算（例えば早期発見・早期申告の場合）制度の導入

○ 除斥期間の延長（現行3年→例えば5年）等

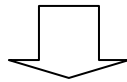
課徴金見直しの金額水準

違反行為類型	現行	見直し案	違反行為類型	現行	見直し案
インサイダー取引	(重要事実公表日翌日の価格－購入価格) × 購入株数	(重要事実公表後2週間以内の最高値－購入価格) × 購入株数	発行開示書類の虚偽記載	募集・売出し総額の1% (株式等の場合は2%)	募集・売出し総額の2.25% (株式等の場合は4.5%)
相場操縦	違反行為期間中の売買損益 ＋ 違反行為終了後1ヶ月以内の 反対売買による確定損益	違反行為期間中の売買損益 ＋ (違反行為後1ヶ月間の最高値－ 違反行為終了時までの買付け等の 価格) × 保有株数	発行開示書類の不提出	—	募集・売出し総額の2.25% (株式等の場合は4.5%)
仮装・馴合売買	—	(違反行為後1ヶ月間の最高値－ 違反行為終了時までの買付け等の 価格) × 保有株数	継続開示書類の虚偽記載	・300万円 ・時価総額の10万分の3 のいずれか高い方	・600万円 ・時価総額の10万分の6 のいずれか高い方
安定操作取引	—	(違反行為後1ヶ月間の平均価格－ 違反行為期間中の平均価格) × 保有株数 ＋ 違反行為の売買損益	継続開示書類の不提出	—	前事業年度の監査報酬額
風説の流布	違反開始後1ヶ月以内の 確定損益	(違反行為後1ヶ月間の最高値－ 違反行為終了時までの買付け等の 価格) × 保有株数	公開買付届出書等の虚偽記載 ・不提出	—	買付総額の25%
			大量保有報告書等の虚偽記載 ・不提出	—	対象株券等の発行者の時価総額の10万分の1

課徴金の制度に係るその他の見直し

○ 課徴金の加算制度

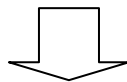
過去5年間に課徴金の対象となった者が、再度違反した場合



課徴金を1.5倍に加算

○ 課徴金の減算制度

当局の調査前に以下の違反行為を報告した場合



課徴金を半額に減算

(対象)

- ・ 自己株の売買におけるインサイダー取引
- ・ 発行開示書類・継続開示書類の虚偽記載
- ・ 大量保有報告書の不提出

○ 除斥期間

- ・ 現行の3年の除斥期間を5年に延長

○ 審判手続の見直し

- ・ 民事訴訟法の制度にならい、被審人は審判手続に係る書類の送達場所を届出
- ・ 事件記録の閲覧について、正当な理由がある場合を除き利害関係人が閲覧できることを明確化

緊急停止命令について

1. 制度導入の経緯

証券取引法制定時（昭和 23 年）から導入。

2. 制度の概要

（1） 対象とする違反行為

金融商品取引法又は金融商品取引法に基づく命令に違反する行為。

（2） 要件

① 緊急の必要があり、かつ

② 公益・投資者保護のため必要かつ相当と認められる場合に、
内閣総理大臣が、裁判所に対し、違反行為の禁止・停止を命令するよう申立て（金融商品取引法第 192 条）。

（注 1） 内閣総理大臣の権限は、金融庁長官及び証券取引等監視委員会に委任（金融商品取引法第 194 条の 7）。

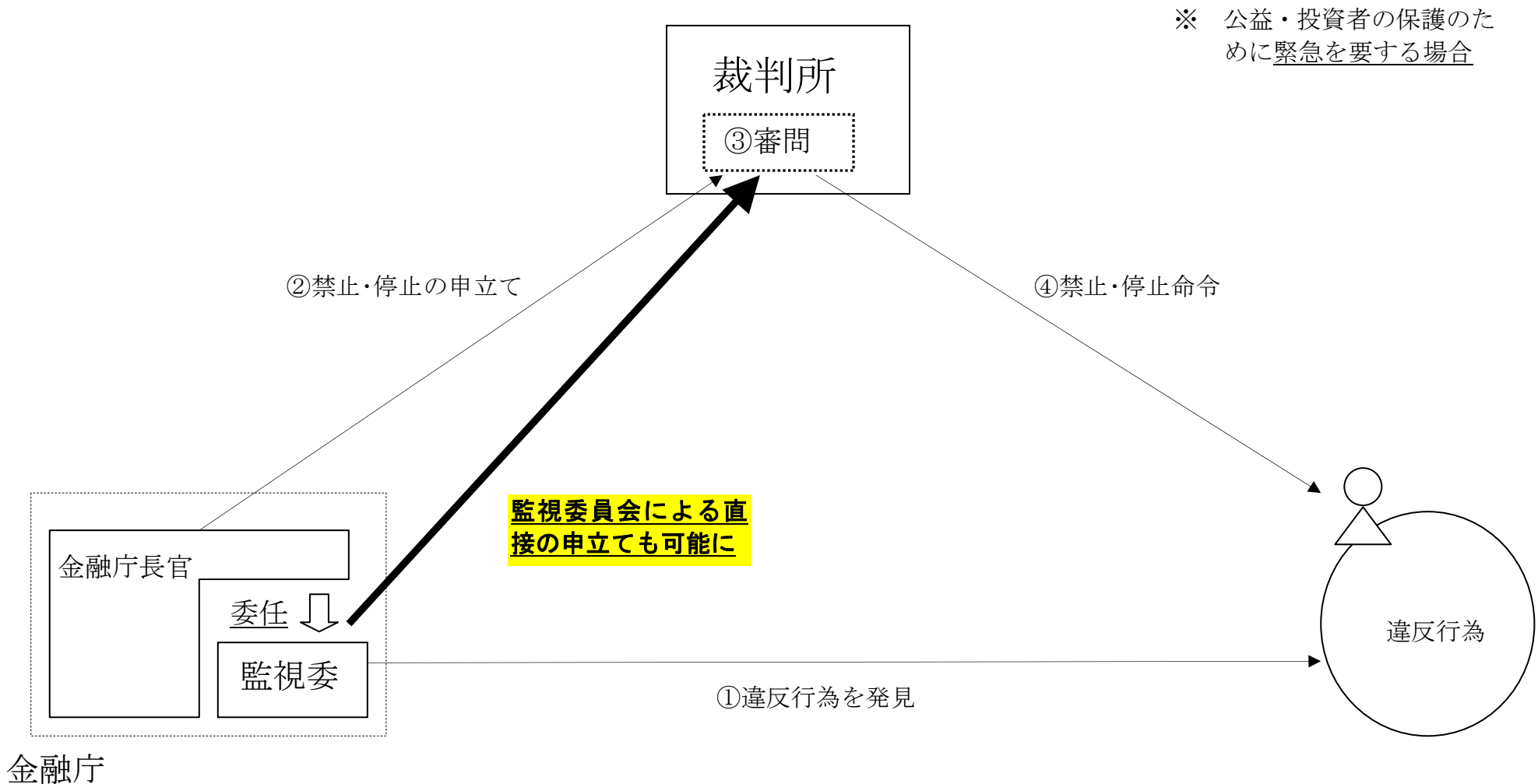
（注 2） 平成 20 年改正金融商品取引法により、金融庁長官に加えて、日常的に証券取引を監視している証券取引等監視委員会も、直接裁判所に申立てることを可能とした。

（3） 効果

裁判所は、金融商品取引法又は金融商品取引法に基づく命令に違反する行為を行おうする者に対して、その行為の禁止又は停止を命じることができる。

（以 上）

違反行為の禁止・停止の申立て



公益・投資者保護のため緊急を要する事案について、日常的に証券取引を監視している証券取引等監視委員会が、直接裁判所に申し立てることを可能とすることにより、違反行為に迅速に対応。